

様式第1号

病 院 開 設 許 可 申 請 書  
診 療 所

手数料欄

年 月 日

広島県知事様

開設者 住 所  
氏 名

次のとおり 病 院 診 療 所 を開設したいので、許可してください。

病 院 の 名 診 療 所 称	
開 設 の 場 所	
診 療 科 目	

開設者が医師又は歯科医師以外の場合

開 設 の 目 的	
維 持 の 方 法	

開設者が医師又は歯科医師の場合

区 分	名 称	所 在 地
現に他の病院又は診療所を開設又は管理している場合		
現に他の病院又は診療所に勤務している場合		
この施設と同時に他の病院又は診療所を開設しようとする場合		

従業員の定員

医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	看 護 補 助 者	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師 等	栄 養 士	給 食 関 係 職 員	事 務 職 員			計
																		人

敷地の面積

平方メートル
--------

建物の構造概要及び用途

区 分	構 造 概 要	建 築 面 積	延 面 積	用 途
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

二階以上の階に病室を有する建物別の階段数及びその構造

建 物 別 の 名 称	通 常 階 段						病室のある最上階	避難階段
	用途	幅	踊場	けあげ	踏面	手すり有無		

診 察 室

診察室名	室面積	処置室兼用の場合は、その部分	診察室名	室面積	処置室兼用の場合は、その部分
科	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	科	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
科			科		

処置室(診察室兼用のものを除く。)

処置室名	室面積	処置室名	室面積
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

歯科治療室

室面積	採光面積	給水, 火気 の設備	治療椅子	備考
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		台	

歯科技工室

室面積	採光又は照明	給水・火気 の設備	防火設備	その他 必要な設備
m <sup>2</sup>				

検査室

名称	室面積	給水, 火気の設備	防火設備
	m <sup>2</sup>		

エックス線装置及びその使用室

設置 予定の エ ッ ク ス 線 装 置	製作者名	型式	エックス線高電 圧装置の定格出 力	用途の別	
使 用 室	面積	室内の構造概要		操作室の 面積	暗室の面積
	m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

調剤所

面積	採光面積	外気解放 面積	麻薬保管 庫の有無	冷暗所の 面積構造	給水か所	備付器具
m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		

手術室

名称	面積	構造設備						
		手術台	床	壁	天井	照明	暖房	窓
	m <sup>2</sup>							
その他の施設								

消毒施設

室面積	消毒室の構造概要	消毒方法及び設備
m <sup>2</sup>		

給食施設

調理場	面積	m <sup>2</sup>		冷蔵庫			
	床の構造			特別調理室			
	採光通風の状況			食品倉庫又は置場	主食類	m <sup>2</sup>	
	野菜消毒設備				調味料類	m <sup>2</sup>	
	手洗設備				野菜類	m <sup>2</sup>	
専用便所			更衣・休憩所				
配膳室	名称	面積	食器消毒設備方法	食器洗じよう設備	食器格納設備	温食設備	備考
		m <sup>2</sup>					

洗たく施設

室面積	構造概要	洗たく設備	乾燥, 補修設備その他
m <sup>2</sup>			



その他の施設

看護 師 室	室名	面積	応接室	m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>	談話室	m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>		
連絡施設		m <sup>2</sup>		
事務室		m <sup>2</sup>		
医局		m <sup>2</sup>		
院長室		m <sup>2</sup>		

看護師宿舎

収容人員	宿舎の位置	構造概要

敷地の条件

用途地域の別	
防火地域の別	

開設予定年月日

年	月	日
---	---	---

- 注 1 不用の文字及び不用の欄は，消すこと。
- 2 医療法施行規則第1条の14第1項ただし書の規定によつて記載を省略する場合は，従前の病院(診療所)のものと同様である旨を注記すること。
- 3 敷地の平面図，敷地周囲の見取図及び建物の平面図は，別紙とすること。  
(建物の平面図は，各室の用途を示し，かつ，各病室の病床数及び病床種別を示す図面とすること。)
- 4 開設者が法人であるときは，定款，寄附行為又は条例を別紙とすること。
- 5 「病室構造概要」の表においては，「病室用途」に精神，感染症，結核，療養，一般の別を記載すること。